

総務委員会会議記録

総務委員会委員長 小 野 共

- 1 日時
平成 28 年 3 月 22 日（火曜日）
午前 10 時 1 分開会、午後 1 時 52 分散会
（うち休憩 午前 11 時 58 分～午後 1 時、午後 1 時 35 分～午後 1 時 36 分）
- 2 場所
第 1 委員会室
- 3 出席委員
小野共委員長、佐々木茂光副委員長、伊藤勢至委員、郷右近浩委員、柳村一委員、
岩崎友一委員、城内よしひこ委員、飯澤匡委員、工藤大輔委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
菊地担当書記、遠藤担当書記、藤本併任書記、藤澤併任書記、高橋併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 秘書広報室
木村秘書広報室長、保理事兼秘書広報室副室長兼首席調査監、千葉調査監、
八重樫秘書課総括課長
 - (2) 総務部
風早総務部長、佐藤副部長兼総務室長、小向総合防災室長、山崎入札課長、
松本放射線影響対策課長、菊池人事課総括課長、熊谷財政課総括課長、
佐藤法学事課総括課長、千葉私学・情報公開課長、小畑税務課総括課長、
猪久保管財課総括課長、會川防災危機管理監、佐々木防災消防課長、
及川総務事務センター所長
 - (3) 政策地域部
大平政策地域部長、大槻副部長兼政策推進室長、宮野副部長兼地域振興室長、
佐々木科学 I L C 推進室長、高橋政策監、森調整監、佐藤市町村課総括課長、
佐藤調査統計課総括課長、古舘情報政策課総括課長、
菅原県北沿岸・定住交流課長、大坊交通課長
 - (4) 復興局
中村復興局長、大友副局長、高橋副局長、石川復興推進課総括課長、
田村まちづくり再生課総括課長、高橋産業再生課総括課長、
小笠原生活再建課総括課長

- (5) 国体・障がい者スポーツ大会局
岩間局長、小友副局長兼総務課総括課長、安部施設課総括課長、藤澤競技式典課総括課長、工藤障がい者スポーツ大会課総括課長
 - (6) 出納局
紺野会計管理者兼出納局長、田中出納指導監兼管理課長
 - (7) 人事委員会事務局
佐藤人事委員会事務局長、坊良職員課総括課長
 - (8) 監査委員事務局
菊池監査委員事務局長、小倉監査第一課総括課長
 - (9) 警察本部
種田警務部長、佐藤参事官兼警務課長、鈴木参事兼会計課長、羽澤参事官兼生活安全企画課長、勝又参事官兼交通企画課長
 - (10) 議会事務局
熊谷議会事務局次長、及川総務課総括課長
- 7 一般傍聴者
なし
- 8 会議に付した事件
- (1) 議案の審査
 - ア 議案第1号 平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）
 - イ 議案第32号 特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
 - ウ 議案第34号 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - エ 議案第35号 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
 - オ 議案第36号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 - カ 議案第66号 市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例
 - キ 議案第26号 情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例
 - ク 議案第28号 岩手県行政不服審査会条例
 - ケ 議案第31号 行政手続条例の一部を改正する条例
 - コ 議案第30号 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例
 - サ 議案第33号 県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
 - シ 議案第37号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
 - ス 議案第38号 職員等の退職管理に関する条例
 - セ 議案第39号 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例
 - ソ 議案第51号 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

タ 議案第67号 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例

チ 議案第68号 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

ツ 議案第69号 警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例

テ 議案第70号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

ト 議案第75号 あっせんの申し立てに関し議決を求めることについて

ナ 議案第76号 包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて

(2) 請願陳情の審査

受理番号第14号 T P P協定を国会で批准しないことを求める請願

(3) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**小野共委員長** ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。なお、本日の日程は、審査の都合上、議案の審査の順番を変更した日程となっておりますので、あらかじめ御了承願います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第1項、同条第2項、第1表歳入歳出予算補正中、歳入各款、歳出第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費、第5項災害救助費、第9款警察費、議案第32号特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第34号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第35号一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第36号一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第66号市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例、以上6件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**熊谷財政課総括課長** 議案第1号平成27年度岩手県一般会計補正予算（第4号）について御説明申し上げます。議案（その1）の1ページをお開き願います。今回の補正は人事委員会勧告を踏まえた給与改定のほか、本年度の給与等の過不足調整などに伴う給与費の補正を行うものであり、人事委員会勧告を踏まえた給与改定に係る所要額は22億649万円余の増額となりますが、その他、年間の過不足調整などによるものとして25億4,167万円余の減額となり、合わせて3億3,517万6,000円を減額補正しようとするものであります。

まず、第1条ですが、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ3億3,517万6,000円を減額するものであります。補正後の歳入歳出予算の総額についてであります。お手元の議案(その1)には、歳入歳出それぞれ1兆1,500億7,311万8,000円と記載してございますが、去る3月4日に可決いただきました一般会計補正予算(第5号)と合わせました補正後の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1兆862億9,611万1,000円となるものであります。

第2項歳入歳出予算の補正の款項の区分等については、2ページから7ページの第1表のとおりであります。これにつきましては予算に関する説明書により御説明申し上げます。予算に関する説明書の3ページをお開き願います。

まず、歳入について御説明申し上げます。5款地方交付税につきましては、震災対応に係る給与費の補正により震災の特別交付税について整理するものであり、4,895万9,000円増額するものでございます。

4ページでございます。8款使用料及び手数料、1項使用料につきましては、9目教育使用料の1億5,369万6,000円の減となっております。

5ページ、2項手数料につきましては、2目民生手数料及び9目教育手数料の合計479万2,000円の減となっております。

6ページに参りまして、9款国庫支出金、1項国庫負担金につきましては、1目民生費負担金、3目農林水産業費負担金及び5目教育費負担金の合計8,348万2,000円の増となっております。

7ページ、2項国庫補助金につきましては、4目労働費補助金から9目教育費補助金まで合計6,119万9,000円の増となっております。

8ページ、3項委託金につきましては1目総務委託金から7目教育費委託金まで合計633万8,000円の減となっております。

次に、9ページでございます。13款繰越金につきましては14万7,000円の増となっております。

10ページでございます。14款諸収入のうち、5項受託事業収入につきましては1,000円の減となっており、11ページ、8項雑入につきましては、4目雑入の6,413万6,000円の減となっております。

12ページでございます。15款県債につきましては、退職手当の減額補正に伴う退職手当債の減であり、1目総務債、7目警察債及び8目教育債の合計3億円の減となっております。

次に、当委員会の所管の歳出につきまして御説明申し上げます。13ページでございます。1款議会費、1項議会費につきましては、1目議会費、2目事務局費の合計90万1,000円の減額となっております。

14ページ、2款総務費の主な内容について御説明申し上げます。1項総務管理費につきましては、1目一般管理費、2目人事管理費及び10目恩給及び退職年金費の合計9,594

万円の減額となっております。

15 ページ、2 項企画費につきましては、1 目企画総務費の 1,525 万 1,000 円の増額となっております。

16 ページ、3 項徴税費につきましては、1 目税務総務費の 4,997 万 2,000 円の減額となっております。

17 ページ、4 項地域振興費につきましては、1 目地域振興総務費の 1 億 301 万 6,000 円の減額となっております。

18 ページ、5 項選挙費につきましては、1 目選挙管理委員会費の減などにより、合計 343 万 4,000 円の減額となっております。

19 ページ、6 項防災費につきましては、1 目防災総務費の 736 万 1,000 円の減額となっております。

20 ページ、7 項統計調査費につきましては、1 目統計調査総務費の 1,920 万 5,000 円の減額となっております。

21 ページ、8 項人事委員会費につきましては、2 目事務局費の 678 万円の減額となっております。

22 ページ、9 項監査委員費につきましては、1 目委員費及び 2 目事務局費の合計 424 万 7,000 円の減額となっております。

23 ページ、10 項国体・障害者スポーツ大会費につきましては、1 目事務局費の 4,612 万 3,000 円の減額となっております。

以上、2 款総務費の補正予算額の総額は 3 億 2,082 万 7,000 円の減額でございます。

次に、28 ページをお開き願います。3 款民生費、5 項災害救助費は全額が当委員会所管の復興局関係でありまして、1,050 万 3,000 円の減額となっております。

次に、51 ページをお開き願います。9 款警察費、1 項警察管理費につきましては、2 目警察本部費、4 目警察施設費及び 6 目恩給及び退職年金費の合計 2,070 万 5,000 円の増額となっております。

52 ページ、2 項警察活動費につきましては、3 目交通指導取締費の 362 万 5,000 円の増額となっております。

以上、9 款警察費の補正予算額の総額は 2,433 万円の増額でございます。

以上で予算案の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いいたします。

○菊池人事課総括課長 議案第 32 号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、議案第 34 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 35 号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例、議案第 36 号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 66 号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について一括して御説明申し上げます。なお、説明に当たりましては、それぞれの条例案について、便宜お手元に配付しております条例案の概要により御説明申し上げます。

まず、議案第 32 号の特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その 3)の 27 ページをお開き願います。まず、1 の改正の趣旨についてであります。諸般の情勢に鑑み、特別職の職員の給料及び報酬の額並びに期末手当の支給割合を改定するとともに、知事、副知事及び教育長の平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間に支給されるべき給料を減額しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) につきましては、特別職の職員の期末手当の支給割合を表に記載のとおり、現行から 0.15 月分引き上げ、年間 2.95 月分から 3.10 月分に改定しようとするものであります。 (2) でございますが、知事の平成 28 年 4 月からの給料の月額を 124 万円から 123 万円に引き下げるなど、表に記載のとおり、特別職の職員の給料または報酬の額を改定しようとするものであります。 (3) については、知事、副知事及び教育長の平成 28 年 4 月から平成 29 年 3 月までの間において支給されるべき給料を、知事にあつては月額 110 万 7,000 円、副知事にあつては月額 90 万 2,500 円、教育長にあつては月額 72 万 7,500 円としようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は(1)に記載の日から施行しようとするものであります。また、2、(1)、イの平成 27 年 12 月に係る期末手当の支給割合は、平成 27 年 12 月 1 日から適用するとともに所要の経過措置を講じようとするものであります。

次に、議案第 34 号の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例及び議案第 35 号の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を改正する条例についてまとめて御説明申し上げます。なお、2 枚の条例案概要を並べてごらんいただければおわかりのとおり、この二つの条例はいわば双子のつくりになっておるものでございます。議案第 34 号については議案(その 3)の 36 ページ、議案第 35 号については 42 ページであります。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の平成 27 年勧告に鑑み、特定任期付職員及び任期付研究員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定し、並びに地方公務員法の一部改正に伴い、号級別基準職務表を定めるとともに所要の整備をしようとするものであります。

なお、特定任期付職員とは高度の専門的な知識、経験、またはすぐれた識見を有する者を一定期間任用する任用形態の職員であり、現在弁護士資格を有する職員を任用しております。また、任期付研究員とは、研究業績等により特にすぐれた研究者や、独立して研究する能力があり、研究者として高い資質を有すると認められる若手研究者を一定期間研究に従事させる任用形態の職員であり、現在農業研究センターにおいて野菜栽培の研究者を任用しております。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) につきましては、特定任期付職員及び任期付研究員に適用される給料月額を引き上げようとするものであります。

(2)につきましては、期末手当について本年度の12月期の支給割合を1.70月分に引き上げ、年間3.10月分に改定しようとするものであります。

(3)につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、法の具体の条項を引用している条例の規定について、引用条項の整備を行おうとするものであります。

(4)につきましては、世代間の給与配分の見直しの観点から給料表等を改定する、いわゆる給与制度の総合的見直しを行おうとする一般職の職員との均衡を考慮して、特定任期付職員及び任期付研究員に適用される給料月額を引き下げようとするものであります。

(5)につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い特定任期付職員と任期付研究員のそれぞれについて、給料表の各号級ごとに基準となるべき職務を規定する号級別基準職務表を定めようとするものであります。

(6)につきましては、期末手当について、平成28年度分の支給割合を改定しようとするものであります。年間の支給割合は、本年度の改定後と同じであります。6月期及び12月期の支給割合をそれぞれ1.55月分に改定しようとするものであります。また、特定任期付職員につきましては、(7)に記載のとおりであります。後ほど御説明する一般職の職員の給与に関する条例改正において、管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大しようとするに伴い、引用条項の整備を行おうとするものであります。

最後に、3の施行期日等ではありますが、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。2、(3)から(7)までについては、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。また、2、(1)の給料月額の改定は、平成27年4月1日から、2、(2)の本年度の期末手当の支給割合の改定は、同年12月1日から適用するとともに、2、(4)の給料月額の改定につきまして、後ほど御説明いたします一般職の職員の給与改定に準じて激変緩和の観点から所要の経過措置を制度上、講じようとするものであります。

次に、議案第36号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の48ページをお開きください。引き続きお手元の条例案の概要により御説明いたします。まず、1の改正の趣旨についてであります。県人事委員会の勧告に鑑み、一般職の職員の給料月額、初任給調整手当及び単身赴任手当の支給限度額、地域手当の級地の区分及び支給割合並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合を改定し、並びに管理職員特別勤務手当の支給範囲を拡大するとともに、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額するなど所要の改正をしようとするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。まず(1)の給料表の改定につきましては、すべての給料表について若年層に重点を置きつつ、平均で0.20%の引き上げ改定をしようとするものであります。

次に、(2)、アの初任給調整手当の改定につきましては、医師及び歯科医師に支給され

る初任給調整手当の支給月額の限度額を41万2,200円から41万3,300円に引き上げようとするものであります。

次に、(2)、イの期末手当及び勤勉手当の改定につきましては、本年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、12月期の支給割合を再任用職員以外の職員にあっては現行から0.2月分を引き上げ、年間で4.15月分としようとするものであります。また、再任用職員にあっては、現行から0.1月分を引き上げ、年間で2.20月分としようとするものであります。

次に、(3)及び(4)につきましては、世代間の給与配分の見直しの観点から給料表の改定を行うとともに、単身赴任手当などの諸手当を改定する、いわゆる給与制度の総合的見直しを行うものであります。

まず、(3)の給料表の改定につきましては、平均で1%の引き下げ改定をし、あわせて昇給機会を確保するため、一定の号級の増設を行おうとするものであります。

次に、(4)、アの地域手当につきましては、級地の区分及び支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。また、医療職給料表(1)の適用を受ける職員、医師及び歯科医師につきましては、支給割合を100分の15から100分の16に引き上げようとするものであります。

次に、(4)、イの単身赴任手当につきましては、基礎額を2万3,000円から3万円に引き上げ、あわせて職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じた加算額の限度を4万5,000円から7万円に引き上げようとするものであります。

次に、(4)、ウの管理職員特別勤務手当につきましては、この手当は特定管理職員が災害対応などで週休日などに4時間以上勤務した場合に支給されるものでありますが、これを平日の午前零時から午前5時までの間に勤務した場合においても支給しようとするものであります。

次に、(5)の期末手当及び勤勉手当につきましては、平成28年度の支給割合を表に記載のとおり改定しようとするものであります。具体的には、再任用職員以外の職員にあっては、年間の支給割合は本年度の改定後と同じであります。6月期の支給割合を2.00月分に、12月期の支給割合を2.15月分に改定しようとするものであります。また、再任用職員にあっては年間の支給割合は本年度の改正後と同じであります。6月期の支給割合を1.025月分に、12月期の支給割合を1.175月分に改定しようとするものであります。

次に、(6)の給料の特別調整額の減額につきましては諸般の情勢に鑑み、管理または監督の地位にある職員に支給されるべき給料の特別調整額を減額しようとするものであります。具体的には、平成28年4月から29年3月までの間、給料の特別調整額の月額について、副部長級以上の職にある職員について100分の10、総括課長級の職にある職員については100分の5を減じた額としようとするものであります。

次に、(7)の級別基準職務表の制定につきましては、地方公務員法の一部改正に伴い級別基準職務表を定め、あわせてこれに伴う引用条項の整備などを行おうとするものであり

ます。具体的には、職員の給与はその職務と責任に応じるものでなければならないとする職務給の原則を一層徹底させようとする観点から、地方公務員法第 25 条が改正され、職務を給料表の各級ごとに分類する際の具体的な基準となる職務表を条例で定めることが義務づけられました。現在、人事委員会で定められております級別標準職務表を基本として、新たに級別基準職務表を定めようとするものであります。

次に、(8)につきましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律並びに行政不服審査法の施行に伴い、法の具体の条項を引用している条例の規定について、引用条項の整備などを行おうとするものであります。

また、(4)、ウの管理職員特別勤務手当の改正を行おうとすることに伴い、当該手当と宿日直手当の支給が重複しないようにする所要の整備を行おうとするものであります。

最後に、3の施行期日等ではありますが、まず(1)につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものでありますが、先ほど御説明申し上げました2の条例案の内容のうち(3)及び(4)の給与制度の総合的見直しに係る給料表、諸手当、これは地域手当、単身赴任手当、管理職員特別勤務手当でございますが、この諸手当の改定、(5)の平成28年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、(6)の給料の特別調整額の減額、(7)の級別基準職務表の制定及び(8)の法改正に伴う所要整備等につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、(2)につきましては、先ほど御説明申し上げました(1)の給料表及び(2)、アの初任給調整手当の改定は平成27年4月1日から、(2)、イの本年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は、同年12月1日から適用しようとするものであります。

次に、(3)につきましては、給与制度の総合的見直しによる改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しないこととなる職員について、激変緩和の観点からその差額に相当する額を給料として3年間支給するなど所要の経過措置を定めようとするものであります。

次に、(4)につきましては、記載している条例につきまして所要の改正をしようとするものであります。具体的には、(ア)でございますが、先ほど御説明申し上げました(7)の級別基準職務表を定めようとするに伴い、平成26年の手当制度見直しの際に公布されました一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のうち、なお効力を発する部分について引用条項の整備を行うものでございます。また、(イ)の医療局の給与条例、(ウ)の企業局の給与条例につきましては、先ほど御説明申し上げました(4)、ウの管理職員特別勤務手当の改正を一般職の職員の給与に関する条例と同様に行うものであります。

次に、議案第66号の市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案(その3)の、飛びまして253ページでございます。引き続きお手元の条例案の概要により御説明いたします。まず、1の改正の趣旨についてありますが、さきに御説明申し上げました議案第36号とほぼ同様でございますが、違いは市町村立学校職員が支給対象外となっております初任給調整手当の改定の部分が除かれております。

次に、2の条例案の内容についてであります。議案第36号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例と同様の改正をしようとする部分といたしましては、(1)、給料表の引き上げ改定、(2)、期末手当及び勤勉手当の支給割合の平成27年度分の改定、(3)、給与制度の総合的見直しに伴う引き下げ改定、(4)の諸手当の改定、(5)、平成28年度の期末手当、勤勉手当の支給割合の改定、(7)、管理職手当の減額改正、(8)、級別基準職務表を定めること及び(9)、所要の改正であります。なお、これらに加えて、学校教育法の一部改正に伴い小中一貫教育を行う義務教育学校が新たな学校の種類として規定され、県内市町村では大槌町において新設される予定でありますことから、(3)、イに記載のとおり、給料表の適用対象に義務教育学校に勤務する教職員を新たに加え、(6)に記載のとおり義務教育等教員特別手当の支給対象に義務教育学校に勤務する教育職員を新たに加えようとするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。まず(1)につきましては、この条例は公布の日から施行しようとするものであります。2の条例案の内容のうち(3)及び(4)の給与制度の総合的見直しに係る給料表及び諸手当の改定、(5)の平成28年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定、(6)の義務教育等教員特別手当の改定、(7)の管理職手当の減額、(8)の級別基準職務表の制定及び(9)の法改正に伴う所要の整備につきましては、平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

次に、(2)につきましては、2の条例案の内容のうち、(1)の給料表の改正は平成27年4月1日から、(2)の平成27年度の期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定は平成27年12月1日から適用しようとするものであります。

次に、(3)につきましては、これは先ほど申し上げました議案第36号と同様に、給与制度の総合的見直しによる改定後の給料月額が改定前の給料月額に達しないこととなる職員について激変緩和の観点から経過措置を定めようとするものでございます。

次に、(4)につきましては、市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、所要の改正をしようとするものであります。具体的には、先ほど議案第36号の際にも説明したとおり、級別基準職務表を定めようとするに伴い平成26年度の手当制度見直しの際に公布されました市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について引用条項の整備を行おうとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○工藤大輔委員 実際にこの給与の改定により、例えば総額などはどのように変化するかというところをお伺いします。また、今回は若年層へ重点を置いて平均0.2%の引き上げ等が行われておりますが、これにより特に若年層はどのように給与水準が変化するかお伺いします。

○菊池人事課総括課長 影響額全体でございますが、平成27年度給与改定の分につきましては、普通会計ベースで22億1,000万円程度の増額と見込んでおります。平成28年度

における影響額、これは給与制度の総合的見直しの部分でございますが、普通会計ベースで2億6,000万円程度の増額と見込んでおります。先ほど若年層のお話ございました。全体的には1%下げるといふ改定であります。若年層に着目いたしますと、若年層では給料月額が引き上がるということもございまして、あとは地域手当ですとか単身赴任手当の改定がありますので、全体的には増額の改定となります。

○工藤大輔委員 どのくらい増額するかということ把握していればお伺いしたいと思います。

それと単身赴任手当も基礎額が引き上がるということですが、職員の方々から単身赴任は負担がかなり大きいですよ、二重生活というのは厳しいというような話をお伺いする機会もあります。そのような状況で単身赴任手当の引き上げが措置されるわけですが、例えばそれ以外に負担等を軽減するような手法というのは、これからもとっていけるものでしょうか。また、民間との格差というのもあると思いますが、その辺を踏まえて今後どうあるべきかということをお伺いしたいと思います。

また、(8)の級別基準職務表の制定については、新たに職務表を定めることと記述がありますが、職位に応じてその責任の度合いというものの中でのどのように評価され、また、どのように記述されるのかお伺いします。

○菊池人事課総括課長 1人当たりの影響額につきましては、行政職給料表の適用者におきまして、本年度の改定で1人当たり8万7,000円程度の増という影響額でございます。

単身赴任手当のお話でございますが、本県は広い県土を持つておることから、全国的に見ても単身赴任者が多いということございまして、国と比べまして独自の制度となっております。実際、人事委員会の勧告なども踏まえながら、必要に応じて負担軽減となるような制度の見直しというのは不断に行ってまいりたいと考えております。

単身赴任手当の関係の民間との格差でございますが、県内で見ますと給与実態調査の結果もあると思いますが、単身赴任手当というのは余り多くないものでありますので、特に民間との比較につきましては承知しておりません。

級別基準職務表でございますが、現在も人事委員会規則で定められておまして、級に応じて責任の濃淡と申しますか、職位が上がるごとに、級が上がるごとに責任度が上回るような制度整備をしておまして、基本的には法律の規定により条例化が義務づけられましたので、現在人事委員会規則で定められております表を基本として、今回条例制定をするものでございます。

議案書でございまして、議案(その3)の135ページでございます。別表第6のアから、行政職給料表から始まりますが、具体的にはこういった規定を整備するもので、現在も人事委員会の規則で定められておりますが、これを基本的に移行するものでございます。

○工藤大輔委員 県内は広いということで、内陸であれば新幹線を使うことで通勤が可能であったり、沿岸ではなかなか通うのは難しいというような地域の事情もあると思います。

ただ、地域にとってみれば、職員の方々にはやはり定住していただいた中で職責を果たしていただきたいと思うところもあり、それも県庁職員としての役割の一つではないかと強く思っているところでもあります。

ただ、実際のところで見ると、住むところはやはり盛岡が多かったり、県北のほうで見れば、最近では先生方も含めて八戸が多いのですよ。通える、あとは生活環境がいい所から学校や職場に通うというケースもあります。できるだけ地域での活動がしやすいような形にも導いてもらいたいということと、あとは実際にその職務において負担の大きい沿岸のほうでは、特に配慮していただければ、よりよいのかなというふうにも思います。これは意見とさせていただきますので、よろしくをお願いします。

○伊藤勢至委員 経験が増えて年功がふえていくことによって給料が上がる。これは当たり前の話であります。今回の東日本大震災の場合、消防団を例にとってほしいのですが、消防団の場合は、入って10年ぐらいは平の団員、10年ぐらいたって班長になる、そしてさらに5年ぐらいで部長になって、さらに5年ぐらいで副分団長、分団長、こうなっていくわけですが、給料という感覚ではなくて地位という思いで聞いてほしいのですが、まず班長になりますと5人ぐらいの部下を持ちます。そして、部長になると同じ分団の中で15人ぐらいの部下を持ちますね。そういうふうに部下を持つということは、今回の東日本大震災のような場合、例えば班長と平団員が2人しかいない、さあ、どういう対応をしようといったときに、即決しなければならぬという役職なわけですね。自分が班長で、副分団長に、あるいは分団長に聞かなければわからないというようなことでは、いざ緊急、いざ鎌倉のときに役に立たない。ですから、部下を持つということは、何にせよ、何かあった場合に瞬間判断をする、即決判断をする、そういうことが求められていると思われまして、そういうことからいきますとふだんからそういう訓練をみずからしておかなければ困ることが起きる、このように思いますので、給料が上がり、広く自分が部下を持つことによって、その部下からの問い合わせに即決、即断をする、そういうことも訓練しておくべきであろうと思うところであります。いかがお考えでしょうか。

○風早総務部長 本日、御説明申し上げました条例にも今回の議案にも入っておりますけれども、やはり給料との関係で申し上げますと、職責に応じた給料、こういうものが原則の一つとなっておるわけでございます。級別基準職務表はこれまで人事委員会の規則で定めておりましたが、こういう職務をやるにはこういう職責ですよということをきちんと明確化するため、法律の改正に伴いまして今回条例に規定して、手当等をさせていただこうとするものであります。

委員御指摘のとおり、やはり職責に応じて責任、それからそれぞれの部門、部門に応じて役回りというものが変わってきますので、これは人事異動の際には職務別の給料表といったものも裏打ちとしてあって、それぞれの職責に応じて職員の皆さんに機敏な判断をしていただく、そういう訓練もしていただくということに尽きるのかなと考えております。

○伊藤勢至委員 めったにないことが起こったのが東日本大震災でありましたが、そうい

う中で悲惨な例として、余りマスコミが取り上げていませんが、宮城県の石巻の大川小学校の例は、ぜひ語り継いでいかなければならないことだと思います。八十数名の子供たちを校舎内から校庭に避難はさせたけれども、約 50 分放置をしたまま八十数人の子供がみんな持っていかれてしまった。助かったのはたった 1 人しかいませんでしたよね。

あれは、やはり地震が来れば津波が来るという経験のない先生方がたまたまそろっていたのだと思うのです。あるいは上司に判断を求めつつあったのかもしれませんが、例えば年代は違いますが、秋田県の男鹿半島の水族館のあるあたりでも小学校の遠足の途中に、日本海で地震があって津波が来た。太平洋側ですと 35 分、40 分と言われますが、この場合は 15 分で津波が来ています。北海道奥尻の場合は、地震があって 5 分で津波が来て青苗地区は全滅したということがありますので、ふだんから皆さんがそれぞれの立場に立ったときに迷わないようにするためにぜひこういったことは語り伝えていかなければならないと思います。これは自分は山の生まれで、山の勤務だから津波があるところには行かないなどということではなくて、転勤というのは皆さんに等しくあり得るわけでありますので、そういう書物を読んで勉強しておいていただかなければならない、こういうものだと思いますので、決して他山の石としないような、対岸の火事としないような、そういう対応を皆さんにぜひおとりいただきたいと思っています。何か感想があれば伺って終わりにします。

○風早総務部長 職務の中でも災害への対応というのは、県民の皆さんの生命、財産を守るためにも非常に大切なものでありまして、また 5 年前に岩手県は沿岸部を中心に大変な津波、地震の被害を受けたところでございます。

県といたしましては、県庁全体で平成 24 年の春、震災の翌年の春には今お話がありましたとおりの過去の津波も含めて、この津波の教訓というものを一つの形にいたしております。それから震災の数日前にあった津波警報、そういったものから、つつい皆さんが逃げることについての意識が、県全体として少し足りない部分があったのではないかと等々の反省も含めて、こういったものを報告書としてまとめ、それをもとに県民の皆さんに対しても、それから県職員自身についても対応していこうと思います。今後あつてはならないのですが、仮にまた災害が起きた場合には、迅速な対応をしていこうということを改めて肝に銘じている次第でございます。

今いただきました御指摘を踏まえて、これは毎年、毎年のさまざまな研修、訓練、こういったものに生かして一層気持ちを引き締めて対応していきたいと考えております。

○郷右近浩委員 今回の改正では、工藤委員の質疑等でもあったように若年層に関しましては平均でパーセントがちょっと上がるということでありますけれども、しかしながら先ほど説明をいただいていた中で、これまでの給料に達しない職員について、激変緩和措置等を講じるといったような話がありました。例えばこれは最大で幾らぐらい減額となるのか、大きく影響のある職員の大体の金額と率、そして激変緩和措置の内容についてお知らせいただきたいと思います。

○菊池人事課総括課長 激変緩和措置のお話でございました。これは、国も同様に措置をしております、国に準じて行うものでございます。若年層は、先ほど申し上げたとおり1%程度上がるのでございますが、高齢層は最大で3%下がります。これを職員の生活への影響が大きいということで、3年間は下らない措置をするという対応でございまして、実際は幾らぐらいになるかということではありますが、数千円から1万円程度の額の保障と申しますか、そういうことになるかと思えます。職位とか号級によりまして段階が異なっておりますので、一概には申し上げられませんが、その程度の措置となります。

○郷右近浩委員 先ほど伊藤委員からお話がありまして、それぞれ職責が大変な仕事になっていって、そしてだんだん、だんだん給料が上がっていく中で、それぞれの人生設計があるところに、給料が下がるということは非常に難しい面というのが多々あると思います。今回は3年間の激変緩和措置がされますけれども、今後ともこうしたことがある場合はいろいろ気を遣っていただければと思います。

○飯澤匡委員 確認の質問ですが、今回の給与改定は、それを条例化するというところで、人事委員会勧告に従ったものもあるわけですが、遡及する部分の補正予算はわかるのですけれども、来年度予算の人件費は既に委員会に付託されて可決をしたわけですが、この条例が既に可決したと見込んで積算してのか、それとも以前の規則に従ってやっているものだったのか、どういう手続なのかお知らせください。

○熊谷財政課総括課長 平成28年度当初予算につきましては、予算ですから見込みということで積算してございますが、平成28年4月1日からの給与改定を見越した形で積算いたしまして予算に計上しているところでございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第26号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○千葉私学・情報公開課長 議案第26号情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の議案（その3）1ページをお開き願いま

す。なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付しております情報公開条例及び個人情報保護条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。情報公開条例及び個人情報保護条例に基づく開示決定等に係る審査請求について、行政不服審査法に規定する審理員の指名等の規定の適用を除外し、並びに岩手県情報公開審査会及び岩手県個人情報保護審査会への諮問の手続を改める等、所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2の条例案の内容についてであります。1の情報公開条例の改正につきましては、一つ目は審理員の指名等の規定を適用しないこととするものであります。情報公開条例の規定による開示請求の決定に対する不服申し立ての審査は、第三者機関である岩手県情報公開審査会において行っていることから、行政不服審査法の施行日以降も審理員制度によらず、引き続き岩手県情報公開審査会で審査しようとするものでございます。

二つ目は、開示請求をしても何も決定をなされない、いわゆる実施機関の不作為について不服申し立てがあった場合も岩手県情報公開審査会に諮問することとし、また岩手県情報公開審査会に諮問する場合には、弁明書等を添付することとしようとするものでございます。

三つ目は、審査請求人や処分をした実施機関等から岩手県情報公開審査会に提示された資料等をそれぞれ相手方に送付することにするなど資料の送付及び閲覧等に係る手続を定めようとするものでございます。

最後に、四つ目は、不服申し立てを審査請求に改める等、用語の整備等をしようとするものであります。

続いて、2の個人情報保護条例の改正につきましては、個人情報保護条例の規定による開示請求の決定等に対する不服申し立ても岩手県個人情報保護審査会において、調査審議していることから、情報公開条例と同様に改正しようとするものでございます。

最後、3の施行期日等についてであります。この条例は行政不服審査法の施行日と同日の平成28年4月1日から施行すること。同日以降の開示決定等に対する審査請求については、その条例による改正後の条例を適用し、3月31日までになされた開示決定等に対する不服申し立ては、改正前の条例を適用する等の経過規定を設けようとするものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 28 号岩手県行政不服審査会条例及び議案第 31 号行政手続条例の一部を改正する条例、以上 2 件は関連がありますので、一括議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤法務学事課総括課長** 議案第 28 号岩手県行政不服審査会条例及び議案第 31 号行政手続条例の一部を改正する条例について一括して御説明いたします。

まず、議案第 28 号岩手県行政不服審査会条例について御説明いたします。お手元の議案（その 3）の 15 ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付しております岩手県行政不服審査会条例案の概要により御説明いたします。

第 1 に、制定の趣旨ですが、行政不服審査法第 81 条第 4 項の規定により、岩手県行政不服審査会を設置しようとするものであります。先般、国において行政不服審査制度の見直しが行われ、新たに審理員による審理手続のほか、審査庁が裁決を行うに当たって第三者機関へ諮問する手続が導入されることとなったところであり、本条例はこの第三者機関として岩手県行政不服審査会を設置し、その組織及び運営に関する事項を定めようとするものであります。

第 2 に、条例案の内容ですが、まず(1)については岩手県行政不服審査会の設置について定めるものであります。以下、(2)では審査会の組織について、(3)では審査会の委員について、委員の要件を定めるとともに、委員の守秘義務等を定めるものであります。(4)では審査会の会長について、(5)では審査会の専門の事項を調査審議させるため、専門委員を置くことができること等について定めるものであります。(6)では、審査会の招集等審査会の会議について、(7)では審査会に部会を置くことができること等について定め、(8)では審査会の庶務について、(9)ではその他審査会の運営に関し必要な事項の取り扱いについて定めるものであります。最後に、(10)では委員または専門委員が守秘義務に違反した場合の罰則について定めるものであります。

第 3 に施行期日ですが、行政不服審査法の施行日である平成 28 年 4 月 1 日とするものであります。

続きまして、議案第 31 号行政手続条例の一部を改正する条例について御説明いたします。お手元の議案（その 3）の 26 ページをお開き願います。なお、条例案の内容につきましては、便宜お手元に配付しております行政手続条例の一部を改正する条例案の概要により御説明いたします。

第 1 に、改正の趣旨ですが、行政不服審査法の施行に伴い所要の整備をしようとするものであります。平成 26 年 6 月に行政不服審査法が全部改正され、行政に対する不服申し立ての手続を審査請求に一元化する等の改正が行われ、これに伴い行政手続法においても用

語の整備等の改正がなされたところであります。今般本県の行政手続条例においても行政手続法の改正に準じて用語の整備をしようとするものであります。

第2に、条例案の内容ですが、行政手続法の改正に準じ、条例の適用除外を定める第3条第10号の不服申し立てに対する行政庁の手続について、異議申し立てを再調査の請求に改めるとともに、聴聞の主宰者に係る除斥事由を定める第19条第2項第4号について用語の整備をしようとするものであります。

第3に、施行期日ですが、行政不服審査法の施行日である平成28年4月1日とするものであります。

以上で御説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。各案件は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、各案件は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第30号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○佐藤市町村課総括課長 議案第30号岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の19ページをお開き願います。説明に当たりましては、便宜お手元にお配りしております資料により説明させていただきます。

条例改正案を説明する前に本条例の概要について御説明いたします。資料の2枚目をごらんください。1の条例制定の経緯でございますが、平成12年に施行されました地方分権一括法により地方自治法が改正され、都道府県の事務の一部を条例の定めるところにより市町村が処理することができることとされたものでございます。県では、この地方自治法の改正を受け、平成12年に岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例を制定し、この条例に基づき県から市町村への権限移譲を積極的に推進してきたところでございます。

2の条例の概要でございますが、この条例は全部で4条から成り、第2条では県から県内の全ての市町村に対して移譲している事務を規定し、第3条では市町村の希望に応じて

県から個別の市町村に対して移譲している事務を規定してございます。

次に、今回の改正条例案について御説明いたします。資料1枚目の条例案の概要をごらんください。まず、1の改正の趣旨であります。農地の転用の許可等に係る事務を新たに花巻市が処理すること等、所要の改正をしようとするものであります。

2、条例案の内容であります。まず市町村の希望に応じて新たに事務を移譲するものとして、農地法に基づく農地の転用の許可等に関する事務、都市計画法に基づく開発行為の許可等に関する事務及び都市計画法施行規則に基づく開発登録簿の閉鎖等に係る事務を花巻市に、特定非営利活動促進法等に基づく法人の設立の認証等に係る事務を盛岡市に移譲しようとするものであります。

次に、既に移譲している事務の内容を変更するものとして、農地法に基づく農地の転用の許可等に係る事務のうち、国または都道府県等が二戸市内の農地等の転用を伴う事業を実施する場合に、現在県が行っている転用の協議に係る事務を二戸市が処理することとする事務に追加しようとするものであります。

三つ目として、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく高度管理医療機器等営業所管理者の兼任の許可に係る事務について、法改正により県の事務から保健所設置市の事務とされることから、条例から規定を削除しようとするものであります。

最後に、農地法及び土地区画整備法の一部改正等に伴い、条例で引用している条項の修正など所要の整備を行おうとするものであります。

3、施行期日等ありますが、この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。また、あわせて権限移譲に伴う所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 この権限移譲に伴い、岩手県の職員の数は減るのかどうかお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 職員の数に変更はございません。

○城内よしひこ委員 とすれば、受ける側は仕事量がふえるわけですけども、どういった状況にあるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 これは事務処理交付金という制度を設けていまして、1件当たり処理するのに、県がやっている件数を換算いたしまして、1件処理するごとに交付金という形で、それぞれの市町村に交付するという手続になってございます。

○城内よしひこ委員 わかりました。今後、地方分権一括法に伴う権限の移譲というのは、考えられるのはあと何件ぐらいあるのかお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 今まで地方分権一括法の中で、積極的に県から市町村に移譲している事務、国から県に移る事務というのは法律等で全部改定になってございます。今回

の事務処理特例の関係については、県が持っている事務を市町村の希望に応じて配分することになってございまして、なるべく地元に近い市町村でできるだけ事務をやっただけというのが分権法の趣旨になってございます。これは法律で一律に規定するよりは、柔軟に市町村の希望に応じて移譲するというところで条例化をしているものでございます。市町村が現在やっている事務で、さらに自分のところで権限をいただきたいということがあれば、それについては積極的に協議をいただいて、どんどん希望に応じて移譲できるような体制で進めていきたいと考えてございます。

○城内よしひこ委員 沿岸部の被災地では、今、多くの応援職員の方々をいただいて、行政事務を行っているわけですが、今後、沿岸部の自立も含めて、そういったことを沿岸部の市町村とはされているのかお伺いしたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 現在、復興事業等の関係が第一ということで、たくさんの応援職員においていただいております。事務処理の関係は内陸、それから沿岸問わず、希望があれば移譲いたしますということで希望をとってございますが、沿岸のところは復興が第一ということで、今持っている事務について県からの移譲を受けたいという希望は聞こえてきてございませんが、希望があればそういったところにも応じていきたいというふうに考えています。

○柳村一委員 1点確認しますけれども、NPO法人の事務を何で今まで盛岡市に権限移譲されていなかったのか、その理由をお聞きします。

○佐藤市町村課総括課長 これは、あくまで市町村の希望に応じて移譲しているということでございまして、盛岡市が受けてない、移譲を希望しなかった理由というのは定かではございませんが、NPO法人の事務所があるところは盛岡市が多分一番多い状況になってございますので、移譲を受けるということになると、現在、県の盛岡広域振興局で行っている大概の事務処理を盛岡市が行うということになると思いますので、恐らく内部的な事務処理の体制等、この辺のことを考えながら移譲時期を検討していたものというふうに承知してございます。

○柳村一委員 平成12年までは県が全部やっていたということですが、滝沢市が市制に移行したときにはNPOの認証は市ができるということで、すぐ権限移譲されたのですが、そこら辺だけ確認させてください。

○佐藤市町村課総括課長 滝沢市への移譲事務については手元にはございませんけれども、権限を移譲してほしいという希望があった時点で、速やかに移譲の手続はしてまいりました。

○工藤大輔委員 各自治体では、職員定数を厳しく見ながら、各職員が複数の職務を担当していると思います。また、災害等が発生した際には、即時対応できる体制づくりもしながら行政運営が進められていると思います。そういった中、できるだけ身近な業務については、市町村で受けたいという思いは県にもあろうかと思いますが、市町村からの移譲に向けた要望が近年どのぐらいあるのか。また積極的に検討して移譲していくと

と思いますが、市町村がかなり希望をしているのだけれども、これはやっぱり難しいというか、県としてはなかなか手放せないというような事務もあろうかと思います。その辺についてお示しをいただきたいと思います。

○佐藤市町村課総括課長 毎年度の移譲の希望件数がどれくらいあったかということについて、手元に資料がございませんけれども、市町村が積極的に県がやっている事務の権限移譲を受けたいということについては、希望に応じているということは、先ほど御答弁申し上げたとおりでございます。市町村によりまして移譲を受けている事務の件数が、かなり開きがございますが、これには職員体制等もちろんあると思うのですが、自分のところで県の事務を積極的に受けたいということは移譲をたくさん受け取っているという状況になってございまして、例えば事務移譲を受けている件数が一番多いのは、花巻市が965件、それから一関市が773件、それから奥州市が760件と、これくらいの件数を受けているところがございます。逆に少ないところは、住田町が89件、それから田野畑村が116件、それから八幡平市が134件など、いずれ市町村によりましてかなり開きがございます。市町村の事務を処理する上での職員体制の話とか、それからスピーディーに自分のところで処理をしたいという、そういった行政の取り組み姿勢の関係だと思ってございます。県から一律にこれを全部市町村に預けたいとか、そういうことをやっているわけではございませんで、あくまでも市町村の希望に応じて対応できるものは積極的に移譲していくという状況でございます。

○工藤大輔委員 もう一点ですが、多くの市町村で、こういった権限を要望しているけれども、県としてはなかなか権限移譲できないというような懸案になっているようなものについて御説明いただけますか。

○佐藤市町村課総括課長 今のところ、希望があつてそれを県で離せないという形にしているものは聞いてございません。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第33号県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**及川総務事務センター所長** 議案第 33 号県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 31 ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により御説明させていただきます。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、傷病補償年金等と障害共済年金等が併給される場合における傷病補償年金等の額の調整に係る率を定め、傷病補償年金または休業補償と障害厚生年金等とが併給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額の調整に係る率を改めるなど所要の改正をしようとするものでございます。

次に、2 の条例案の内容についてであります。大きく 2 点ございます。いずれも地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同様の内容を規定している本条例を改正するものでありまして、1 点目は被用者年金の一元化により、年金の併給調整の規定について共済年金が厚生年金に統合されたことに伴い、傷病補償年金等と障害共済年金等が併給される場合における傷病補償年金等の額の調整に係る率を定めるものであり、2 点目は傷病補償年金または休業補償と障害厚生年金等とが併給される場合における傷病補償年金及び休業補償の額の調整に係る率が 0.86 から 0.88 に引き上げられることから、本条例についても同様に改正するものであります。

最後に、3 の施行期日等について申し上げます。この条例は、公布の日から施行しようとするものであります。2 の(2)については、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとし、2 の(3)については平成 27 年 10 月 1 日から適用することとするものであり、その他、補償の内払いについて定めるとともに、この条例の施行に必要な経過措置は規則で定めようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 37 号職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を議題といたしま

す。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池人事課総括課長 議案第 37 号の職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 145 ページをお開きください。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。国の例に準じて退職手当の調整額を改定するとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。 (1) につきましては、職員の退職手当について、先ほど御審議いただきました一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例による給与制度の総合的見直しを踏まえ、退職した職員の退職前の職責に応じて加算する退職手当の調整額を表に記載してございますとお引き上げようとするものであります。

(2) から (4) でございますが、地方公務員法、地方独立行政法人法の一部を改正する法律、行政不服審査法の施行等に伴いまして引用している条文の整理等の所要の整備をしようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。2、(4) につきましては、公布の日から施行しようとするものであります。あわせて所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 38 号職員等の退職管理に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池人事課総括課長 議案第 38 号職員等の退職管理に関する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 151 ページをお開き願います。なお、条例案の内容等につきましては、便宜お手元に配付しております職員等の退職管理に関する条例案の概要により御説明いたします。

まず、1 の制定の趣旨についてであります。地方公務員法の一部が改正され、退職管

理に関する規定が新たに設けられたことから、同規定に基づき職員等の退職管理に関し必要な事項を定めようとするものであります。

条例案の内容を御説明する前に、地方公務員法の退職管理の概要について御説明いたします。資料中1の箱囲みの中の、地方公務員の退職管理の概要をごらんください。また、説明の際には、2ページ目のイメージ図を使って御説明いたします。

2ページ目のイメージ図でございますが、規定の対象となる再就職者、県を退職して再就職した者が資料の真ん中に記載されておりまして、その左側は、再就職者の離職前の職位、年数などを示しておりまして、一方右側は再就職後に規制される働きかけの内容や対象となる現職職員を記載してございます。

1ページに戻りまして、箱囲みの(1)、元職員による働きかけの禁止でございますが、アにつきましては営利企業等に再就職した元職員、これ以下再就職者と申し上げますが、再就職者に対して離職前5年間の職務に関し、離職後2年間、現職職員への働きかけが禁止されます。具体的にはイメージ図をごらんいただきます。例1から例5までございますが、ここの中の、離職前5年間（法による規制）とあります二重の線で網掛けのところ、そこが法により規制される部分でございます。資料1枚目の1、(ア)の後段のまた以下のところでございますが、地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長、すなわち県であれば部長級でございますが、離職前5年間より前に、その職に就いていた場合の職務に関し、離職後2年間働きかけが禁止されます。

先ほどのイメージ図に戻っていただきます。退職前の最後の5年間が法規制にかかるという、例の5のようなところはそのとおりでございますが、一番上、例の1でございますが、5年間より前に部長級になっていた者は、この5年間よりも前から規制がかかっているという内容でございます。これが、また以下の部分でございます。

資料1枚目にお戻りいただきます。概要の(1)のイでございますが、条例により離職前5年間よりも前に、国の部長または課長相当職についていた再就職者に対して、離職後2年間の働きかけを禁止することができるとございます。この国の部長、または課長相当職でございますが、行政組織は複層的になっておりまして、国でありますと大臣の下に局長があつて、部長があつて、課長があつてという組織でございますので、それを県に当てはめると、国の部長または課長相当職というのは、県の副部長級または総括課長級のこととございまして、ここにつきましてはの詳細は人事委員会規則で定めることとされております。

2枚目のイメージ図をごらんいただきますと、色が濃い部分でございますが、副部長級、総括課長級については、条例に規制をすれば5年よりも前の部分から規制がかかる、網掛けの部分でございますということがここでわかります。

資料1枚目にお戻りいただきまして、退職管理の概要の(2)、退職管理の適正を確保するための措置についてですが、地方公共団体は、国家公務員法の退職管理に関する規定の趣旨等を勘案し、退職管理の適正を確保するために必要と認められる措置を講ずるものと

されております。

(3)でございますが、再就職情報の届け出であります。条例により再就職者に対し、再就職情報の届け出をさせることができることとされております。これが地方公務員法の退職管理の概要でございます。

次に、これを受けまして、2の条例案の内容についてでございます。(1)の第1条でございますが、この条例の趣旨について定めようとするものであります。なお、地方公務員法の退職管理の規定は、県が設立した特定地方独立行政法人の役職員にも適用されるということで、条例についても同様に特定地方独立行政法人の役員にも適用させようとするものでございます。具体的には、岩手県工業技術センターがこれに該当いたします。

(2)の第2条につきましては、再就職者のうち離職日の5年前の日よりも前に、国の部長または課長相当職、これは先ほど申しました本県の副部長級または総括課長級についていた者は、離職後2年間、当該職の職務に関する働きかけを禁止することを定めようとするものであり、これは先ほど御説明申し上げました地方公務員法の概要の(1)のイに該当します。

次に、(3)の第3条でございます。管理または監督の地位にある職員または役員は、離職後2年間、再就職情報を届け出なければならないことを定めようとするものでありまして、これも先ほど御説明しました地方公務員法の退職管理の概要の(3)に該当するものでございます。なお、管理または監督の地位にある職員または役員とは、県の総括課長級以上の職員のことでありまして、これの詳細につきましては、人事委員会規則で定めるところとされております。

最後に、3の施行期日についてでございますが、改正法が施行されます平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第39号人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池人事課総括課長** 議案第 39 号の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 153 ページをお開き願います。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。地方公務員法の一部改正に伴い、任命権者が知事に対して報告すべき人事行政の運営の状況に職員の人事評価の状況及び退職管理の状況を加え、勤務成績の評定の状況を除くとともに、あわせて所要の整備をしようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。現在、地方公務員法第 58 条の 2 の規定を根拠とする本条例の規定に基づきまして、各任命権者から人事行政の運営等の条文について報告を受け、これを取りまとめて公表しているところであります。今般の条例改正の内容についてであります。先般、地方公務員法が改正され、任命権者が地方公共団体の長に対して報告すべき人事行政の運営の状況の項目に、職員の人事評価の状況及び退職管理の状況が追加され、勤務成績の評定の状況は除かれたところであります。

これに伴いまして、条例第 3 条で定めております任命権者が知事に対して報告すべき人事行政の運営の状況に、これら人事評価の状況と退職管理の状況を追加し、勤務成績の評定の状況を除くとともに、あわせて行政不服審査法改正法の施行に伴います用語の整備をしようとするものであります。

最後に、第 3 の施行期日についてであります。平成 28 年 4 月 1 日から施行するとともに、所要の経過措置を講じようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 51 号住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**佐藤市町村課総括課長** 議案第 51 号の住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 211 ページをお開き願います。内容につ

きましては、便宜お手元に配付してございます条例案の概要により御説明申し上げます。

まず1、改正の趣旨ですが、住民基本台帳ネットワークシステムにより申請者等の本人確認情報を利用することができる事務に、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律施行条例、以下番号利用法施行条例と申しますが、番号利用法施行条例別表第1の右欄に掲げる事務を加えるとともに、あわせて所要の整備をするものでございます。

次に2、条例案の内容でございますが、一つ目は(1)、住民基本台帳ネットワークシステムにより申請者等の本人確認情報を利用することができる事務に、番号利用法施行条例別表第1の右欄に掲げる事務を加えることでございます。

資料の2枚目をごらんください。住基ネットでは保有しております住所、氏名、生年月日、性別等の本人確認情報を利用できる事務は、上の箱囲みの中の四つの場合でございます。2番目にあります条例で定める事務を真ん中の表に書き出しております。さきの12月議会定例会で番号利用法施行条例案が可決され、同条例で資料一番下に記載してございますが、高等学校等と特別支援学校に在学する生徒等の就学に要する費用の給付に関する事務が、県が個人番号を独自に利用できる事務として定められたところでございます。

この就学に要する費用の給付に関する事務につきまして、住基ネットにより申請者等の本人確認情報を利用する場合は、本条例で定める必要があることから、今回28番の欄になりますけれども、新たに番号利用法施行条例別表第1の右欄に掲げる事務として加えるものであります。

資料1枚目に戻っていただきまして、2の(2)でございますが、条例で引用している法律の条項移動に伴う所要の整備をすることについてでございますが、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律の一部改正に伴いまして、引用条項の整備を行うものでございます。

3、施行期日でございますが、2の(1)の改正につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号利用等に関する法律附則第1条第5号に掲げる規定の施行日が現時点では平成29年1月1日からの法施行と想定されているところでございまして、2の(2)の改正につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 67 号市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池人事課総括課長** 市町村立学校職員の給料の調整額に関する条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。議案（その 3）の 292 ページでございます。説明に当たりまして、お手元に配付してございます条例案の概要により説明いたします。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。これは、義務教育学校において、特別支援教育に直接従事することを本務とする職員に給料の調整額を支給しようとするものであります。

次に、2 の条例案の内容についてであります。これは議案第 66 号の際に御説明申し上げましたとおり、県内市町村において義務教育学校が新設される予定でございますので、給料の調整を行う職に義務教育学校において特別支援教育に直接従事することを本務とする職員の占める職を加えようとするものであります。

最後に、3 の施行期日についてであります。この条例は平成 28 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 68 号義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**菊池人事課総括課長** 議案第 68 号の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。議案（その 3）の 293 ページをお開き願います。お手元の条例案の概要により御説明いたします。

まず、1 の改正の趣旨についてであります。これは給与等の特例の適用対象となりま

す教育職員に義務教育学校の教育職員を加え、及び地方公務員法の一部改正に伴い、所要の整備をするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。 (1)といたしまして地方公務員法の一部改正に伴い、引用する条項にずれが生じますことから所要の整備をいたします。 (2)といたしまして、議案第66号、第67号で御説明したとおり、大槌町に新設が予定されている義務教育学校の教育職員を教職調整額等の給与等の特例の適用対象となる教育職員に加えようとするものであります。

最後に、3の施行期日についてであります。 この条例は平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。 御審議のほどよろしくお願いいたします。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。 討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。 本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。 よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第69号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**種田警務部長** 議案第69号警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。 議案(その3)の294ページをお開き願います。 内容につきましては、お手元に配付しております条例案要綱により御説明いたします。

初めに、1の改正の趣旨についてであります。 旧都南村の地域の住民や事業者は、盛岡市に住み、あるいは事業所を置いていながら、申請手続等は遠方の紫波警察署に出向かねばならず、利便性が損なわれている現状にあります。 また、盛南地区では両署の管轄区域をまたいだ大規模開発に伴って、事件、事故の増加も懸念されており、一体となった防犯交通安全活動が阻害されている現状にあります。

このため、県警察では住民や事業者の利便性改善及び効率的かつ効果的な警察活動の推進を図るためにも条例を改正しようとするものであります。 あわせて警察署の統合、または管轄区域に変更があった場合における警察署協議会の委員の定数及び任期の特例についても定めようとするものです。

次に、2の条例案の内容についてであります。紫波警察署が管轄している盛岡市の地域、これは旧紫波郡都南村の地域となりますが、これを盛岡東警察署の管轄区域に移行し、紫波警察署の管轄区域を紫波郡とするものであります。

最後に、3の施行期日等についてであります。施行期日は、県民にわかりやすい移管日にするとともに、住民の利便性の確保、組織体制の円滑な移行等を考慮し、平成28年4月1日とするものであります。また、警察署協議会の委員の定数及び任期について、警察署の統合または管轄区域の変更があった場合において、当該統合等のあった日から2年以内の期間に限り、実情を勘案して公安委員会が定めることとするものです。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○城内よしひこ委員 管轄区域の変更によって人の割合、署員の割合に変更があるのか、異動も含めてお伺いします。

○種田警務部長 去る14日に、平成28年度組織改編を異動内示したところでございますけれども、管轄区域の変更に伴いまして、盛岡東警察署の定数は221人から265人へ、紫波警察署の定数は110人から69人へ変わりました。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第70号地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池人事課総括課長 議案第70号の地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について御説明申し上げます。議案（その3）の297ページをお開き願います。条例案概要により御説明いたします。

まず、1の改正の趣旨についてであります。これは地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の整備をするものであります。

次に、2の条例案の内容についてであります。これは改正法の施行に伴い、2に記載の条例で引用している条文の整備等が必要になったことから所要の整備をするものであり

ます。

最後に、3の施行期日についてであります、この条例は改正法が施行される平成28年4月1日から施行しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第75号あっせんの申し立てに関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**松本放射線影響対策課長** 議案第75号のあっせんの申し立てに関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その3）の308ページをお開き願います。なお、説明に当たりましては、便宜お手元に配付しております説明資料により説明させていただきます。

まず、1の提案の趣旨であります、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社原子力発電所事故による損害賠償請求につきまして、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、あっせんの申し立てを行うため、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、2のあっせんの申し立て先であります、あっせんの申し立て先である原子力損害賠償紛争解決センターは、原子力損害の賠償に関する法律に基づき原子力事故により損害を受けた方の原子力事業者である東京電力に対する損害賠償請求について円滑、迅速かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であります。

次に、3の申し立ての趣旨であります、県が、主に平成25年度及び平成26年度の放射線影響対策に要した費用等に係る損害のうち、東京電力が賠償金の支払いに応じないものについて、東京電力が賠償を行うようあっせんを求めるものであります。なお、平成23年度及び平成24年度分の損害につきましては、平成26年1月に実施いたしました前回の申し立ての結果、平成27年1月に東京電力と和解に至っております。

次に、4のあっせんの申し立て額であります、主に平成25年度及び平成26年度にお

いて、東京電力に損害賠償請求を行った額から、これまでに東京電力と支払いの合意に至った額を除いた3億8,122万5,922円について、あっせんの申し立てを行おうとするものであります。なお、東京電力への賠償請求額のうち、職員人件費につきましては、前回の和解において、勤務時間内の人件費は原則として賠償対象とは認められなかったことを踏まえまして、原子力損害賠償紛争解決センターから示された計算式を基にいたしまして、勤務時間内の人件費の一部を除いた額を申し立てようとするものであります。また、現時点におきましても、賠償金の支払いに向けて東京電力と交渉を継続しておりまして、今後申し立てまでの間に東京電力と賠償金の一部支払いに合意した場合につきましては、当該合意額を除いた額をもって申し立てを行うものであります。

最後に、5のあっせんを申し立てる理由であります。県は、東京電力に対し、原発事故による放射線影響対策に要した費用の賠償について交渉を重ねてまいりましたが、東京電力との直接交渉では、これ以上の進展が期待できないと見込まれることから、原子力損害賠償紛争解決センターに対し、平成26年1月に実施した1回目の和解仲介の申し立てに引き続き2回目の申し立てを行おうとするものであります。

なお、申し立ての時期であります。これまでと同様に、市町村等と協調して申し立てる予定であり、市町村の議会における審議を待ちまして、平成28年3月末に申し立てを行う予定としております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○**小野共委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**伊藤勢至委員** まず、基本的に我々岩手県は何ら悪いことはしていないのに、一方的にこういうことになってしまったというのが根っこにあると思います。ただ、電気というのは社会経済活動上どうしても必要なものだとも思いますので、電気をいじめるのではなくて、こういう事故を発生させた原因者に社会的責任を果たしてもらうというのは、交渉の基本のベースだと思うのです。交渉に応じないので、あっせんの申し立てによるということが何割引きかになりますから払ってくださいという交渉になるのだとしたら、それは基本的にやり方が違うのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**松本放射線影響対策課長** 何割引きかという交渉ではございません。基本的には県が使った費用といたしますか、県が支払った費用につきましては全額を求めていくという姿勢でございます。これまでと変わりはございません。

○**伊藤勢至委員** 全額とおっしゃいましたね。ぜひそれでいってもらいたいと思うのですが、その全額の中には、風評被害の額というのも積算の中に入っているのでしょうか。つまり、あっせんが成功して、補償額が決まっても、いまだに東北産の海産物であるとか、林間作物であるとかは、相変わらずの風評被害で困っているわけです。そういったものはここの中に入っているという理解でいいのでしょうか。

○**松本放射線影響対策課長** 今回のあっせんの申し立ては県の事業に関するものでございますので、県が風評被害対策として実施した各種の事業について要した経費について整

理するというものでございます。

○伊藤勢至委員 今回の 3.11 の東京電力の原子力発電所の大事故につきましては、まさにあり得べからざるものだったわけではありますが、ちょっと考えを変えて、7月、8月、9月というのは、我が国にとっては台風の発生シーズンです。7月、8月、9月のどこかでこれが発生したとすれば恐らく東北は全滅だったのではないかとを思っているし、そういうことを言っている学者もいます。台風は一晩で東京から青森まで飛んでしまいますからね。あるいは北海道まで行くのもあります。したがって、こういう大きな範疇の中に我が東北、岩手があるのだということを常に忘れないように交渉の根っこには持っておくべきだというふうに思います。

○飯澤匡委員 市町村ごとの申し立て金額を教えてください。

○松本放射線影響対策課長 市町村ごとの今回のあっせんの申し立て額につきましては、現在市町村議会で審議中でございまして、その結果をもって取りまとめる予定としております。団体数は、今のところ 33 団体が県と一緒にあっせんの申し立てをする予定だと聞いております。

○飯澤匡委員 そうすると、ここに書いている見込額は、これがマックスということですか。

○松本放射線影響対策課長 これは県の申し立て見込額でございます。

○小野共委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

次に、議案第 76 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについてを議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○菊池人事課総括課長 議案第 76 号包括外部監査契約の締結に関し議決を求めることについて御説明申し上げます。議案（その 3）の 309 ページをお開き願います。この議案の趣旨でございますが、平成 28 年度における包括外部監査契約を締結するため、地方自治法第 252 条の 36 第 1 項の規定により議会の議決を求めようとするものであります。

1 の契約の目的であります。同法第 252 条の 27 第 2 項に規定する包括外部監査契約に

基づく監査及び当該監査の結果に関する報告の提出を受けるものであります。

2、契約の期間の始期は、平成28年4月1日とするものであります。なお、契約の終期につきましては、同法第252条の36第6項の規定によりまして、毎会計年度の末日とされております。

次に、3、契約金額及び4、費用の支払い方法についてであります。相手方へ支払う額は監査の結果に関する報告の提出後に実際に監査に要した日数等に応じて、精算後一括払いとするものであり、現時点において確定させることは困難でございます。そのため平成26年度の契約に際し実施いたしました候補者選考に係る公募において御提案いただいた監査費用額1,280万円をもって上限額とし、費用の支払いについては、監査の結果に関する報告の提出後に実績を精査した上で行おうとするものであります。

最後に、5、契約の相手方について御説明いたします。契約の相手方は、公認会計士の木村大輔氏であります。同会計士は、平成25年12月に公募により選任した方であり、今年度の包括外部監査におきましては、特別会計に係る事務の執行及び事業の管理についてをテーマに公認会計士としての幅広い知見やすぐれた洞察力を生かして監査を行っているものと認められますことから、引き続き契約をしようとするものであります。

木村氏の経歴につきましては、詳細はお手元に配付しております契約予定者の履歴をごらんください。主な略歴を申し上げますと、平成7年に監査法人トーマツ、現在の有限責任監査法人トーマツに入社され、平成27年には盛岡事務所の事務所長に就任されており、これまで民間企業中心に多くの監査業務への従事経験を有しています。また、本県や秋田県の包括外部監査人補助者を務められたほか、現在は日本公認会計士協会東北会岩手県会の会長を務められております。

なお、地方自治法第252条の36第3項の規定により、同一者と連続して包括外部監査契約を締結できる回数は3回までとなっており、同会計士との契約締結は平成26年度から今回で3回目でございます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○小野共委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって議案の審査を終わります。

この際、昼食のため午後1時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○**小野共委員長** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第14号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願を議題といたします。

本請願について当局の参考説明を求めます。

○**高橋政策監** 受理番号第14号T P P協定を国会で批准しないことを求める請願についてお手元の資料に基づき御説明をいたします。

まず、1の協定の交渉経過等について、さきに包括的な経済連携協定を結ぶニュージーランド、シンガポール等の原加盟4カ国に、平成22年3月、アメリカ、オーストラリア等が参加する8カ国で交渉が開始され、その後3カ国が拡大し、昨年10月に交渉参加12カ国間で大筋合意。本年2月、ニュージーランドにおいて協定文書に署名が行われております。

日本では、平成25年2月、日米首脳会談後に日本のT P P交渉参加に関する共同声明を発表、翌月には安倍総理大臣が交渉参加を表明し、交渉参加に至りますが、こうした動向等を踏まえ、同年4月には衆参両院の農林水産委員会において、環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する決議が行われたところであります。

資料の2ページには米、麦、牛肉、豚肉等の農林水産物の重要品目について、除外または再協議の対象とすること、10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め、認めないことを初めとする決議事項を別記1として記載しておりまして、御確認をお願いいたします。

また、先般の署名を受けまして、政府はこの3月8日、環太平洋パートナーシップ協定の締結について承認を求める件及び協定締結に伴う関係法律の整備に関する法律案を国会に提出したところであります。

法案の概要につきましては、資料の3ページに別記2として掲載しております。1の法案の概要とした囲みの中をごらんいただきまして、1については税関調査、輸出先税関への協力等について、2については著作権の存続期間の延長等、3については管理医療機器等の登録認証機関等について規定を整備することや、5については、肉用牛、肉豚の標準的な販売価格が標準的な生産費を下回った場合に、農畜産業振興機構がその差額を補填する現行事業を法定化するなどの措置が盛り込まれたものでありまして、あわせて11法律を改正しようとするものであります。

資料の1ページにお戻りいただき、交渉経過等については以上でございます。

次に、2のT P P協定の発効要件についてであります。発効には三つのケースがありまして、まず(1)については、署名から2年以内にすべての国が国内手続を完了した場合、

その旨の通知が最後の国から行われた日から 60 日後に発効するというものであります。

次に、(2)について、(1)により 1 カ国でも国内手続が完了できなかった場合には、署名から 2 年経過するまでは当該国の国内手続完了を待たなければならず、T P P は発効しないところであります。アにより署名から 2 年が経過した時点で国内手続を完了した国が 6 カ国以上であり、その G D P 合計が全 12 カ国の G D P 総計の 85%以上であれば、署名から 2 年が経過した日から 60 日後に発効するとされており、またイについて、署名から 2 年を経過した時点で、6 カ国以上、85%以上の要件が満たされていない場合には、同要件が満たされた日から 60 日後に発効するとされているものであります。

なお、資料の 4 ページには、別記 3 として、日本における国内承認条約の締結手続を掲載しております。図のとおり、国会で承認された場合には、承認書を受諾することで手続が完了するものであります。発効については、先ほどの要件のとおり他国の締結状況によるところとなります。

また、5 ページには、別記 4 として、報道によりますが、3 カ国の国内手続の状況を掲載しております。アメリカ、カナダ等の 7 カ国については、現時点で不明とされているところであります。

資料の 1 ページにお戻りいただき、3 として、大筋合意以降の本県の対応状況についてであります。全庁的な情報共有と総合的な対応を図るため、大筋合意の翌日に知事を本部長とする岩手県 T P P 対策本部を設置しまして、これまで 2 回の本部員会議において合意内容や国の政策大綱、想定される本県農林水産業への影響等について情報共有し、国への要請書について対応を検討してきたところであります。

資料の 6 ページには、本年 1 月に参考試算として公表しました本県農林水産物への影響額を掲載しており、本定例会においても種々御指摘等いただいているところであります。国の算出方法で機械的に求めたもので、実際の本県への影響額はこれよりも大きくなることが想定されているものであります。

県としましては、引き続き国による国内対策の具体的内容やその議論の動向を注視しまして、県の対策本部において情報の共有化を図りながら、必要な分析や対策の検討等に取り組んでいくこととしておりまして、また国に対し万全の対応を求めていくこととしております。

参考説明は以上でございます。

○小野共委員長 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○伊藤勢至委員 ここに 1 週間前の日本農業新聞の記事がございます。これには大きな見出しで全品目で解放の疑い、関税維持は 156 細目、実態は譲歩続々という大変センセーショナルなタイトルの見出しがございます。今、国会では、与党は数を頼りにそれを押し通そうとしているようですが、この請願はどういうものが本当に締結をされているのか、されつつあるのか、全然情報開示がなっていないということが内容の一つで、それから請願要旨には、医療を初め健康や暮らしを守るさまざまな規則、制度に云々とあります

けれども、恐らくこれらの中にはモンサント社の遺伝子組み換え食品が横行しかねないという、そういう心配がある人たちもいるということだと思っております。

したがって、細目がわからない、いや、実はこうでしたということになってからは遅いので、そういうことを心配する県民がいるということに大事にして、これはこのとおりで採択をするべきだと思います。そういう県民がいる、ひいては国民もいる、こういうことでありましようから、そういう期待に応えるべきだと思います、したがってこれはぜひ採択をお願いしたいと思います。

○岩崎友一委員 わかる範囲でいいので、確認をさせていただきます。

今のTPPに関する説明は、農林水産を中心としたものでありましたが、TPPに関してはイコール農林水産業ではなくて、日本製品の競争力の強化であったり、投資サービスの自由化というものもその内容にはございます。例えば工業製品に関しては99.9%の品目において関税が撤廃されて、アメリカ向けの自動車部品ですと、今の2.5%の関税が即時撤廃される。そして、そのほとんどが即時発効ということで、農林水産業以外でも日本、そして岩手にとってプラスになる面が多々あると思うのですが、その辺について現段階において県ではどのように把握されているのか、お示しをいただきたいと思っております。

○高橋政策監 例えば工業製品の関税撤廃によりまして、輸出量が増加するという事になれば国内の生産拠点や雇用の維持につながるものと期待できますが、一方大手のメーカーが部品の供給元をかえまして、TPP域内での調達比率を上げるなどサプライチェーンの変化に伴うマイナス影響が生じることもあると考えられます。こうした本県経済への波及効果等については、現時点で生産額ですとか、輸出量の増減等を具体的に見通すことというのは難しいものですから、推計なりをすることが困難であります。

国においては、今後、国内産業の海外展開、事業拡大や生産性向上のための必要な政策を具体的に詰めていくとしておりまして、引き続きそういった動向について情報収集を行うとともに必要な対策を求めていくというふうに考えております。

○岩崎友一委員 そうすると、農林水産物影響額以外の部分では情報が少なく、現段階で岩手県に対してプラスマイナスを含めてどれだけの影響があるかというのはまだ把握し兼ねる部分があるということではよろしいですか。

○高橋政策監 農林水産物への影響については、先ほども御説明したとおり、国の試算額に応じて機械的に算定したものを出してございましたけれども、いろんな前提条件があるということで、これは一つの形であり、それ以上の推定なり影響の試算というのはしていない。検討しているという状況でございます。

○飯澤匡委員 この請願は、請願者のそれを書いてあるようにネットワークと称して、全国で同じような内容で、各都道府県、各市町村に提出されているようでございます。請願陳情というのは、請願法に基づいて、請願者がこれを各官公庁に提出しなければならないということになっておりますが、一般的に多いパターンとすれば制度改革などについて、担当の所管官公庁に出すわけですが、この請願は非常に政治的意味合いが強い内容と私は

見ております。この扱いが可となった場合に、これは内閣に行くのでしょうか。どのような手続になるのかお知らせください。

○**小野共委員長** こちらのほうでお答えいたします。慣例にしたがいまして、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、経済再生担当大臣、内閣府特命担当大臣がこういった場合の送付先になっております。

○**工藤大輔委員** 今回の請願は、T P P協定を国会で批准しないことを求める請願ということで、請願事項は国会決議に違反するT P P協定の批准は行わないことということとなっております。平成25年4月、衆参両院農林水産委員会において、T P P協定交渉参加に関する決議が両院で出されており、その決議に違反するT P P協定の批准は行わないことというのが今回の請願者の趣旨だと思います。そこで、県では、現段階において国会決議に違反している内容がどのぐらいあると認識しているのか、あるいはその決議に対応を進められているのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○**高橋政策監** これまでも国会の決議を踏まえまして、国会を中心に十分な国民的議論をされるよう求めてきたところでもあります。これに対して、政府は関税撤廃の例外の確保ですとか、あるいはセーフガードの創設、長期の関税削減期間の確保がなされたことから、国会の決議の趣旨に沿っているものという見解を示しておりますが、県民の皆さんからは、いまだ影響を不安視する声があるということを知っております。こうしたことから、引き続き詳細な影響分析や対策など全容を明らかにして、国会を中心に十分な国民的議論にされるよう、県として政府に求めていきたいと考えております。

○**工藤大輔委員** 今の答弁は、あくまで県民がどう思っているかという不安を中心とした答えでしたが、行政をとり行う県の立場として、この決議がそのとおりに進んでいる状況かについて、もう一度はっきりお答えください。

○**高橋政策監** 決議項目の七つ目に、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することとありますが、これに沿って対応していただきたいというふうに求めている状況でございます。

○**小野共委員長** 聞き取れなかったのもう一回答弁をお願いします。

○**高橋政策監** 先ほどの資料の2枚目に決議事項を掲載しておりますが、この7点目に国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置することとございまして、この決議のとおり、県としましても国に求めている状況でございます。

○**工藤大輔委員** さっきと同じことですね。関税撤廃される率、あるいは重要5品目に対する内容、パーセンテージ、それらも含めて、県ではどのような認識を持っているのかお願いします。

○**高橋政策監** 関税についてお話がありましたが、T P Pにおける農林水産物課税の最終結果として、本年2月末に農林水産省が公表した資料では、関税分類上の細目であるタリフラインのベースではありますが、農林水産物では2,594ライン中、関税が撤廃するのは2,135ラインで82%、うち米、麦等の重要5品目では594ライン中、関税が撤廃されるの

は 170 ライン、29%とされていると農水省からの発表を受けとめております。

○**工藤大輔委員** それは発表された数であって、それを踏まえてどう思っているのかということをお伺いしたかったわけですが、なかなかそれは厳しいということがよくうかがえました。

そこで、さきの予算特別委員会の中でも、この農林水産物に関するものだけでも、本県への実際の影響額がどのぐらいになるかということはまだ見通せていない、内部では検討、調整しているということですし、ただいまの岩崎委員からの質問の中でも、商工関係の分野についても、プラスの要素もあればマイナスの要素もあるということもよくわかりました。ただ、実態がまだわからないということが本当のところだと思いますが、そういった認識でよろしいかどうか確認したいと思います。

○**高橋政策監** 予算特別委員会の部局審査においても農林水産部長、関係課長が答弁したところでありますが、県としましては、まず影響等については国においてしっかりとした試算を行ってほしいというスタンスであります。いずれ県としてもどのような影響があるのかは把握する必要があると考えているものでして、前提の置き方で試算が大きく異なるものですが、どういったものが考えられるのか県としても引き続き検討を進めていきたいと考えております。

○**郷右近浩委員** 先ほど説明をいただきました資料に基づいて質問させていただければと思います。

今回出していただきました資料では、交渉経過や発効条件ということに記載していただいておりますけれども、この中の 2 番で T P P 協定の発効条件をわかりやすく明記していただいております。また、さらには、資料では、よその国の動向を含めて、国内手続の状況について、各国の状況等を一覧にして出していただいておりますけれども、日本として現在国内手続開始している状況において、よその国が全部踏み込んできたと仮定して、2 番の T P P 協定の発効条件から考えた場合、2 年以内に国内では条件が満たされているということによろしいのでしょうか。

○**高橋政策監** 2 年以内に発効のめどがつくというのは全 12 カ国が国内承認、国内手続を終えた場合でございます。また、2 年以内に国内手続を完了できなかった場合にありまず国内手続完了 6 カ国以上、その G D P 合計が参加全 12 カ国の想定額 85%以上の要件についてですが、2013 年の参加 12 カ国の G D P 構成比はアメリカが 60.2%、次いで日本が 17.8%となっております。日米 2 カ国の承認が発効には不可欠となっているというふうに見られていると聞いています。

○**郷右近浩委員** そこまで説明いただきましてありがとうございます。次に聞こうかと思っておりました。

それで、先ほど来の質疑にもありましたとおり、情報が少ない中で、日本政府としてここまで踏み込んでいるというのは、逆に考えれば私は異常な状況ではないかと思っているところであります。

この委員会で細かい農業関係の部分をお聞きしてもなかなか答弁は難しいと思いますので、農業関係のそれぞれの部分についてはお聞きしませんけれども、別記1の中で交渉により収集した情報については、国会決議に反しているといったような部分もあり、私個人としてはやはり国会決議を遵守してきちんと進めていってほしいとの思いであります。

その中で、今回、今の状態のままTPP協定が実行になる可能性があるわけですが、アメリカの場合はどうしても大統領選挙にかなりの影響されるというふうに思われます。もし、アメリカの大統領選挙等が終わったあとに踏み込んでいく場合、2年以内とは言えますけれども、どのぐらいのあたりにTPPの実行になるということで考えられるかお伺いしたいと思います。

○高橋政策監 署名後2年が経過するのが平成30年2月3日になっております。それまでに全署名国が手続を完了すれば、さらにその60日後の発効というスパンでございます。その間に、これまで県からも求めておりますとおり、情報をこちらに十分に開示して、国民的議論に付されることを継続して求めていきたいというふうに考えております。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

先ほど伊藤委員から採択という意見がありました。ほかにありませんか。

○工藤大輔委員 ただいま質疑が交わされただけでも、余りにもわからないことが多いというのが実態だと思います。そういった中で、これから国会での審議が行われ、明らかになっていく分野が非常に多いのかなと思います。国会の決議、これは衆参の委員会の決議ですから、国会議員はこれを守らなければならないことだと思いますので、その決議を踏まえた審議を、まずは国会でやるべきではないのかなと思います。それらの状況を踏まえて判断したほうがよいと私は思いますので、今回の請願に対する取り扱いは継続でいかがかと思います。

○岩崎友一委員 特段申し上げませんが、我々は不採択でお願いしたいと思います。

○伊藤勢至委員 冒頭申し上げましたとおりに変わりはありませんが、これはあくまでも国会決議要件ということで、私たちのグラウンドではないのかもしれませんが、ただ、背景を見ますと、与党の数を頼りに、これは上がってしまえば通ってしまう。通ってしまってから、ほぞをかんで、さあ、失敗したということも言っても遅いわけでありまして、しっかり状況がわかるまでとは書いていませんが、県民の中には、恐らくそういう意味で批准をしないほしい、明らかになった時点でそれも考えるということも、この中にはあるのだと思います。決まってしまってから、ほぞをかむ思いをしてはいけないということから、今、やっぱり問題提起をする意味からも採択をお願いしたいと思います。

○飯澤匡委員 これは、さっき冒頭で申し上げたように、いわゆる政治運動の一環であります。これも国民の声、県民の声を国会に反映させたいという願意ですから、これは無視するわけにはいかないと考えます。

しかしながら、これは制度改革なり、法改正なりということではなくて、あくまで交渉事の動きのある中での話でもございます。アメリカでは今大統領選も含めていろいろな意見が出ており、恐らく票の獲得を目指しているいろんなことを言うのでしようけれども、最終的にアメリカが参加しなければ、このTPPも日本にとってどれだけのメリットがあるかということも、改めてゼロベースで考えなければならないという部分もあると思います。

一方で、外交的、防衛的な意味合いからは、今、中国が中心となって進めているアジアの銀行など、それらに対する経済包囲網的な意味合いもある。この請願者は農業という一部門に照らして物を申されているようですけれども、こうして見るとこのTPPについては、もっともっと総合的に考えなければならない、そして状況も踏まえなければならないのではないかと私は思っています。

この批准については国会決議となるのですが、政治によってこういう国のさまざまな交渉事などが決まっていくときに、交渉事ですからどういうふうに振れていくかわからないという部分もあるので、一方的にこれを日本が批准をしないことということについては、そこに余地を残しておくことも必要ではないのでしょうか。

今の状況を見れば、日本政府がすぐに批准するということは恐らくないのだろうと思いますので、今すべきは国会に対して批准をしないことというよりも、より多くの情報を開示せよというほうが方向的には正しいのではないかと思います。ただ、これも交渉事ですから、一つ一つそれを開示していったら物事が進まないという部分もあると思います。

今の状況は、政治的に白か黒かという状況ではないと私は思っていますし、継続という話であれば、そちらのほうがより近いかなと私は思っているところでございます。

○伊藤勢至委員 古い話になって恐縮ですが、大日本帝国憲法が戦前走り出して、結果的に終末は軍部が強くなり、その軍部に対して命がけで物申す政治家がいなくなって、戦争に突入して敗戦を味わった。こういう流れがありまして、この中で大きなことは、よろしむべし、知らしむべからず、つまり国民に教えない、ある一部の人たちだけでやってしまって走った結果だと私は思っています。

そして、敗戦後、自主憲法ということで日本国憲法が出てきたわけでありましてけれども、また時間をかけて、こういう危ういほうに進んでいるのではないかという識者の声が大変大きいわけでありまして。これでは、よろしむべし、知らしむべからずにまた戻ってしまうのではないか。

そういうことからいっても、地方議会が反対したとしても、恐らく国ではやるでしょう。それはそれで結構です。だけれども、反対勢力もいて、そういうことはいけないという勢力がいたということを持つあかしにするためにも、これは採択の形をとって提起したほうが良いという思いさえあります。ですから、拙速という言葉ではなくて、過去の例も引いた中で、この国をどういうふうにして次に渡していくか。強国の圧力に屈さない、そういう思いを持つためにも、やはり筋を通してこれは採択でお願いをしたいと思うところがあります。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 本請願につきましては、継続審査、採択、そして不採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

○小野共委員長 再開いたします。

本件の取り扱いについてどのようにいたすか、意見を再び聞きます。

○岩崎友一委員 先ほど不採択の意向を示しましたけれども、今意見が三つに割れている状況であります。確かに国の動向をしっかりと見きわめるということも、非常に大切なことであると思えますし、継続という声もありますので、継続ということによろしいのではないかなと思います。

○小野共委員長 それでは確認します。不採択という意見はないということによろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 本請願については、継続審査と採択の意見がありますので、まず継続審査について採決を行います。

本請願は継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○小野共委員長 起立多数であります。よって、本請願は継続審査とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、総務部から岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分について発言を求められておりますので、これを許します。

○風早総務部長 お手元に配付をさせていただいております岩手県県税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてをごらんいただければと思います。

平成 28 年度税制改正にかかります地方税法等の一部を改正する等の法律案が今国会に提出され、年度内の公布が見込まれております。同法律案の公布日及び平成 28 年 4 月 1 日から施行するもののうち、早急に条例改正が必要なものにつきまして、年度末までに公布された法律の内容に応じまして、年度末に専決処分をさせていただきたいと考えております。

主な改正内容は資本金 1 億円超の法人に係る法人事業税の税率の改正、新築住宅に係る不動産取得税の税率の減額措置を受けるための要件の特例措置の延長及び環境負荷の少ない自動車に対する自動車取得税のエコカー減税の見直しでございます。何とぞよろしくお願いたします。

○小野共委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○城内よしひこ委員 春の火災予防についてお伺いしますが、春先は乾燥しておりますし、また、ことしは雪が少ない状況でありました。多くの火災で大変な時期が2年前、3年前にあったわけではありますが、そういったことに対する火災予防も含めて、県の今の取り組み状況はどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

○佐々木防災消防課長 火災予防に関しましてですけれども、一昨年大規模な山火事が多発したという状況でございます。昨年度も山火事が起きましたし、年末から冬の暖房機器を使う時期については人命にかかわるような火災も発生しています。

春先になりまして、最近野焼き等も始まっておりまして、原野火災も徐々に発生し始めています。しかも、沿岸地区につきましては、乾燥注意報も出ておりまして、林野火災の多発期が早まるのではないかとというような情報もございます。

そういった状況を踏まえまして、先月の中ごろに総務省消防庁からの注意喚起の通知がありました。それを踏まえて各市町村や消防本部に対しまして注意喚起、警戒の強化という通知書を発出しました。それから林野火災の山火事防止委員会という協議会、また、消防長会のような場で、警戒への強化の取り組み、厳格な対応についてお願いをいたしました。

それから、年度末になりまして、先日、18日でございますけれども、各市町村、各消防本部に、雪が少なく野焼きによる原野火災が多発しているような状況も踏まえて、年度がわりの体制の変更に伴う切れ目のない警戒体制の継続についても注意喚起をしたところでございまして、各市町村、各関係機関で連携して取り組むこととしたところでございます。

○城内よしひこ委員 ぜひお願いをしたいところであります。応急仮設住宅に住んでいる方々に対する注意の喚起もより一層強めていただければというところであります。

そこで、一昨年の山火事では、自衛隊のヘリコプターチヌークの活躍が目を見はったところでもありますけれども、今県においては、防災ヘリひめかみの更新の時期であるというふうに認識しているのですけれども、その状況というのはどういうふうになっているのか、すぐに出動できるような状況なのかお伺いしたいと思います。

○佐々木防災消防課長 ただいま更新を進めております県の防災ヘリひめかみでございますが、今、受注業者のほうで組み立て作業が終わりまして、最終的な納入が間もなくということになっております。現在、新機体は花巻空港の事業者の倉庫に納まっておりまして、最終的な点検をしている状況になります。

納入されましてから、平成28年度になってからということになりますけれども、パイロットの林野火災救助等への対応の訓練、それから防災航空隊の訓練を必要といたします。4月、5月は、例年林野火災等が多発いたしますので、訓練期間が限られるというような状況がございますほか、点検等の手続もございますので、半年程度、運用開始までのお時間をいただきたいと思いますと考えてございまして、ひめかみの現行機でもちまして9月まで運航し

て、今、心構えでございますけれども9月末あたりを機体の変更というスケジュールでございます。

○城内よしひこ委員 ぜひ切れ目のない形での運用とバトンタッチをできるようにお願いしたいと思います。

○柳村一委員 地方に本社機能を移転するという税制優遇制度について、東京都と神奈川県は対象地区がほとんどないということで申請しないということですが、その他の大部分の道府県では申請を行っているようですけれども、岩手県と沖縄県だけがまだ申請していないと新聞で報道されております。2016年度の申請予定だということですが、ほかの県と比べておこなっている理由をお伺いしたいと思います。

○高橋政策監 地方創生の全般を所管していますので、私のほうから答弁させていただきます。商工労働観光部で検討を進めておりまして、具体的な産業ですとか、あるいは地域等について、種々検討を進めているところと伺っております。

○柳村一委員 優遇制度の条例みたいなものは、そちらで所管していると思うのですが、税制を所管する総務部から戦略的な部分で、担当の部局に対して制定の働きかけなどは行っていないのでしょうか。

○小畑税務課総括課長 地方拠点強化税制の関係でございますけれども、基本は現在国会で審議されております地域再生法の一部改正に伴って措置されるということでございます。それに伴いまして減収補填のそういった段取りもございますので、それを踏まえて税制についても担当部局と調整して検討を進めているところでございます。

○小野共委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小野共委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

3月末をもって中村復興局長は御退任されるということでありまして、ほかにも多くの方が御退職、あるいは御異動される方がおられるということでありまして。長い間、本当にありがとうございました。

皆さんを代表して、中村局長から一言お願いします。

○中村復興局長 震災から丸5年が経過いたしました。復興につきましては、昨年からことしにかけて、災害公営住宅の完成でありますとか、復興関連道路等々の一部供用開始、それから沿岸の各市町村におきましても、まちびらきの式典が行われるといったようなことなど、被災者の皆さんにとっても、かなり姿が見える形で進んでいるのではないかと感じてございます。ただ一方、多くの皆様が依然として応急仮設住宅等で暮らされているということもございますので、復興はいまだ道半ばという状況だというふうに認識をしてございます。

そういった中で、今般、職を退くこととなりますけれども、今後の復興につきましては、職員の皆さんがしっかりと完遂をしていただけるものと思っております。委員の皆様には、これまでいろいろな場面で御指導、御鞭撻を頂戴いたしました。改めまして、この場

をおかりして御礼を申します。ありがとうございました。

○**小野共委員長** 退職される皆様、そして御異動される皆様、本当にありがとうございました。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでした。

委員の皆様には次回の委員会運営等について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。次回、4月に予定しております閉会中の委員会ではありますが、今回継続審査となりました請願陳情1件及び所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、希望郷いわて国体冬季大会の運営結果等についてといたしたいと思いますが、これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 異議がないようでありますので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。追って、継続審査及び調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることといたしますので、御了承願います。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてありますが、お手元に配付しております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については、当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

○**飯澤匡委員** 5月と7月、県内か東北ぐらいはわからないのですか。

○**小野共委員長** 5月が県内、7月が東北地方にしたいと考えています。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**小野共委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたしました。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日は、これをもって散会いたします。